



(「ザイトク」とは民族差別暴力を得意がる在特会など卑劣ファシストの総称。戸田の造語)

こいつは春から縁起がしいぜえ！2014年1/10発行

# 戸田と 執行官が ザイトク宮井将の京都の自宅を1/7急襲！

2010年戸田襲撃に参加  
眼鏡を盗んで逮捕され  
民事で賠償を出された

## 宮井は全面降伏、賠償金の1月内支払いを確約！

### ★戸田のザイトク制裁電撃作戦が大成功！

### ★次は2/14(金)3時～大阪高裁84号法廷での控訴審開始だ！ 残りの慰謝料50万円の支払い判決をもぎ取るぞ！

### ◆1月末までに8万4千余円！ もしも払わなければ、 「ご近所聞き込み調査」も含めて「仮借無き取り立て闘争」 をやるぞ、と宮井に連日ハガキ発送運動を展開中！

平日の午後、父親とともにのんびりと在宅していた宮井はこの強制執行攻撃に顔面蒼白となり、「1月中に眼鏡代と利子と執行費用(合計約8万5千円)全額を書留で送金します」と執行官の面前で確約するに至った！ 戸田の大勝利だ！

- 1: 「慰謝料も訴訟費用も全く認めない」というケシカラン内容を含んではいたが11/29大阪地裁判決はそれでも当然にも「眼鏡実費と金利の支払いは命じる」ものであり、その「仮執行を認める」=強制取り立てを認めるものだった。これによって、戸田は「合法的に、苛烈に強制取り立てする」権利を得た。
- 2: 日本の現実において、「民事裁判で賠償命令判決を得ても、相手に払う気がなく資産や所得が不明だとほとんど取り立て出来ない」のが実状だが、ザイトクへの怒りに燃えた「プロの革命左翼活動家」である戸田には何ら問題ではない。
- 3: その基本方針は、(合法の範囲内で)
  - (1) 金と労力に糸目を付けずにやる(8万円取り立てに20万円使っても！)
  - (2) (社会的な)「殲滅戦」としてやる、
  - (3) 「苛烈で無慈悲な懲罰・制裁」としてやる、
  - (4) 公然・非公然、公表・非公表の活動を有機的に組み合わせて行なう、
  - (5) 「最後の1円まで完全に取り立てる」ために執拗に、何度でも攻撃するというものである。
- 4: 以上のような確固たる方針を持っていたから、戸田は11/29判決後すぐに大阪地裁で「執行文」(=強制取り立ての許可証)を発行してもらい、執行官室に行って強制執行の具体を根ほり葉ほり聞き出し、京都市在住の宮井に対しては、京都地裁の執行官によって執行してもらわないといけないことを知った。
- 5: 12月議会の活動で余裕が無いので、12月中は宮井自宅の現地調査(12/23)・京都地裁での相談と執行手続き(12/24)のみに留め、執行は新年早々の1/7(火)とする事を確定させた。(この手続きでの「予納金」はなんと4万円！)
- 6: ★こうして宮井自宅急襲の「Xデー」は2014年1/7午後2時と確定された！この作戦はいっさい非公然非公表で進めつつ、宮井に「12/25支払い請求書」を発送し、これのみ掲示板に公表した。★⇒ウラ面で1/7急襲の実況を報告！

### 【ハガキの文面】

宮井将 殿 2014年1月 日  
貴殿が1/7に執行官に対して確約した通り、**当方に支払うべき金額**  
**=8万4382円+12/25以降の経過日数×8.94円を至急に書留で送金して下さい。**

参考: 12/24段階の支払い義務金額+執行費用=7万7438円+6944円=8万4382円  
・1日あたりの利子は8.94円  
(小数点未満切り捨て)

だから、貴殿の支払金額は、  
◆1/10段階: 8万4382円 +151円=8万4533円  
◆1/20段階: 8万4382円 +241円=8万4623円  
◆1/31段階: 8万4382円 +339円=8万4721円  
(いずれも小数点未満切り捨て)

■ギリギリ2/3まで待っても貴殿から全額送金がなされない場合は、改めて執行官に通報し、貴殿の経済生活実態についてのご近所での聞き込み調査を含めて、合法範囲内のあらゆる手段を使って「仮借無き取り立て闘争」を開始する事を付言しておく。



大阪府門真(かどま)市議: **戸田ひさよし** 「革命21」党員議員(議会では「無所属」)  
連帯ユニオン近畿地本顧問・連帯ユニオン議員ネット代表  
事務所: 大阪府門真市新橋町12-18 三松マンション207 TEL: 06-6907-7727 FAX: 06-6907-7730  
アドレス: [toda-jimu1@hige-toda.com](mailto:toda-jimu1@hige-toda.com) HP: <http://www.hige-toda.com/>

## 【緊迫の1/7宮井宅急襲！その実況】

- 1：宮井宅は静まり返っている。「宮井●」の表札を戸田・執行官・立会人の3人で眺め回して、薄れている●の文字がなんという文字かをあれこれ言い合い、一応の結論に達する。執行官がチャイムを押すが反応無し。  
やはり留守か、と皆が思ったその時に、老人男性が出てきた！  
執行官が来訪要件を告げ、相手を確認すると、宮井将の父親である事をすぐに認めた。その名前は先ほど3人が同意した読み方だった。
- 2：執行官が「宮井将さんはいますか？」と問うと、父親と名乗った人は「ああ、いますよ」と回答。何と平日の午後2時に宮井将は在宅していた！  
ずっとこの家に同居している事も判った！
- 3：執行官の求めに応じて父親が息子を玄関に呼んだ。  
**★そして宮井将が玄関に出てきた！！当初予測を上回る大成果だ！**
- 4：出てきた宮井は裁判の時のバリッとしたワイシャツネクタイ、スーツ姿とは打って変わって、カウチポテト族みたいな、ダラッとした部屋着姿だった。裁判の時は不動産業界で仕事しているみたいな感じだったが、1/7急襲では平日の午後2時に家でダラダラしている暇人のように見えた。  
**（こいつ仕事してるのか？ 40を越えても家で親のすねかじりか？ それとも「室内ビジネスマン」か？）**
- 5：色白で黒い山羊ヒゲの宮井は、強制執行に3人でやって来た事に驚きつつも、そこは「息を吐くようにウソをつく」ザイトク活動家。開口一番、「1月10日に送金する予定でした」とか、「控訴したので取り立てはないと思っていた」とかをスラスラとしゃべる。
- 6：しかし戸田は12月の24・25支払い請求文書で「12/27(金)までに、全額現金書留で送金せよ」、「期限内に送金がない場合は最後の1円まで苛烈に、何度でも取り立てを行なう！」と通告しているのだから、「控訴したので取り立てはないと思っていた」は全くのウソだし、「1月10日に送金する予定でした」というのも、このすぐ後に「1月末までには必ず送金します」と変化するのだから、これもウソだった！  
**■「とっさに真顔でシラッとウソをつく」才能だけは豊富なようだ。**
- 7：執行官と民間立会人の2人だけが宮井の個室に立ち入って、中を見る事になった。10分くらいして執行官らが出てきた。  
**予測通り、「室内に差し押さえすべきモノは何もないので、差押え不能」という結論だった。**  
パソコンはあっただろうが、今は個人データを尊重してパソコンの差押えはダメだし、プリンターがあっても金銭価値無しと見なされるようだ。テレビがあっても、テレビは「生活必需品」扱いになるとのこと。
- 8：戸田としては、「それなら（預金調査や車調査などの）次の段階だ！」と意気込んだのだが、宮井が「1月末までに全額書留で送金します」と執行官に申し立てたため、執行官としてはそれを了承して解決する道を選択した。（差押え物が無く、本人が支払うと約束する以上、やむを得ない）
- 9：ただし、**支払い金額には12/24段階の合計7万7438円に加えて、12/25以降の利息（1日あたり8.94円：小数点3位以下切り捨て）と今回執行官らが出張って来た事の費用6944円が加算される。**これを執行官が説明し、戸田から数字メモも渡して宮井に確認させた。  
**（※1/7時点では8万4507円になる）**  
宮井の父親は、宮井を玄関に呼んだ後は一度も顔を出さず、特段宮井を叱る様子も慌てる様子も無かった。（その後どうなったかは知らないが）
- 10：とりあえず現段階では、「戸田の大勝利、ザイトク宮井将の大敗北」を大々的に宣伝しておくものである。
- 11：◆そうそう、この後、宮井賠償請求控訴審の「控訴趣意書」を作っていないかねばならない。「50日以内」の締め切り日が1/25(土)になるので、1/24(金)に大阪高裁に提出する予定である。  
**なんとこの1/24は、「戸田の生誕58周年記念日」ではないか！**  
**58才誕生日がザイトク宮井への控訴趣意書提出日とは、目出度いような、目出度くないような・・・。**

## 【12/25支払い請求書】

【眼鏡窃盗破棄に関する賠償金の支払い  
要求書】 2013年12月25日  
(水)

(配達証明速達郵便で郵送)

宮井将 殿

(京都市東山区今熊野剣宮町4-1▲)

請求者：門真市議 戸田ひさよし

請求金額：7万7438円

(12/24分までの金利を合計して)

内訳：眼鏡代金=65300円

本年12/24までの金利=12138円 ※

- 1：この7万7438円を12/27(金)までに、全額、現金書留で、当方に送金せよ
- 2：分割、減免、支払い延期はいっさい認めない。
- 3：期限内に送金がない場合は、適法の範囲内で、最後の1円まで苛烈に、何度でも取り立てを行なう！

貴殿は、さる11月29日に大阪地裁民事第24部で、当方の眼鏡窃盗破棄の件で、  
主文：

- 1 被告は原告に対し、金6万5300円及びこれに対する平成22年4月7日から支払い済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる

との賠償命令判決を受けたにも拘わらず、本日に至るまで当方に全く連絡を寄せず、支払いする意志のかけらも示していない。

その態度は、司法の判決をないがしろにし、被害者原告たる当方の感情を傷つけるものであり、不誠実極まりない。

よって、上記の金額を上記の方法と姿勢で支払い請求するものである。

なお、当方はさらに慰謝料50万円および訴訟費用の貴殿全額負担を求めて12月6日に控訴しており、大阪高裁での控訴審でも貴殿に対して厳しい処断を求めていく。以上。

※2011年・2012年・2013年の各4/6までの3年分=3265×3=9795円

2013年4/7~12/24までの262日分=3265×262/365=2343円

(小数点未満切り捨て)

- ・1年あたりの金利：65300×0.05=3265円
- ・1日あたりの金利（非うるう年）：3265×1/365=8.94円

(小数点3位以下切り捨て)

- ・送金日が12/24から1日遅れる事に1日あたり8.94円（小数点3位以下切り捨て）が加算される。